

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成30年9月18日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 MULプロパティ株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) アクロスプラザ盛岡みたけCゾーン 盛岡市みたけ二丁目133番38
- (3) 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の位置
- (4) 変更する年月日 平成30年9月13日
- (5) 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

2 届出年月日 平成30年9月10日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所